第三十二条第三項中「山鹿支局」を「玉名支局、山鹿支局」に改める。

第三十三条第一項中「川内支局」の下に「、奄美支局」を加え、「及び沖永良部出張所」を「、沖永良部出張所及び与論出張所」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条　福島地方法務局郡山支局及び二本松出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福島地方法務局で取り扱わせる。

第三十七条　削除

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　高松法務局丸亀支局、観音寺支局及び寒川出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、高松法務局で取り扱わせる。

第四十五条第一項中「八幡浜支局」の下に「、西条支局」を加える。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表神戸の項中「篠山　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一篠山人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定　平成二十一年十月五日

二　第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定　平成二十一年十月十三日

三　第二条中登記事務委任規則第二十九条、第三十六条及び第三十七条の改正規定　平成二十一年十月十九日

四　第二条中登記事務委任規則第六条の二第二項及び第四十三条の改正規定　平成二十一年十月二十六日

○農林水産省令第五十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二十三第十一号中「認定投資者保護団体をいい、当該特定共済契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十月九日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についてのこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二十二条の二十三第十一号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3　この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第五十六号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第十一号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定共済契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十月九日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についてのこの省令による改正後の水産業協同組合法施行規則第四十三条第十一号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3　この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十八号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十二号）並びに外国為替令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百十三号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第二項から第五項まで及び第十八条の二第二項並びに輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

経済産業大臣　二階　俊博

貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令

第一条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「第一号若しくは第三項」を「若しくは第五項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　令第十七条第二項の規定により法第二十五条第三項第一号に定める行為をすることについて許可の申請をする者　別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書

第一条第一項第四号中「売買」の下に「、貸借又は贈与」を加え、同号イ中「第二十五条第一項第二号」を「第二十五条第四項」に改める。

第一条の二第一項中「第二十五条第一項第一号」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条第一項中「若しくは第三項」を「若しくは第五項」に改め、「第十六条第二項」の下に「、第十七条第二項」を加え、同条第四項中「、第四項」を「若しくは第四項」に「並びに」を「及び」に改める。

第三条中「第二十五条第一項」の下に「若しくは第四項又は令第十七条第二項」を加える。

第七条中「居住者」の下に「又は非居住者」を加え、「若しくは第三項」を「、第四項若しくは第五項」に改め、「第十六条第二項」の下に「、第十七条第二項」を加える。